

6 「医療先進県ぐんま」推進プロジェクト

政策目標の概要(A)

重粒子線治療施設などの高度で先進的な医療の提供、中学校までの子ども医療費完全無料化の実施、ドクターヘリの運航など、本県の大きな強みである取組をさらに充実させ、多方面で活かしていくことにより、県民の生命と健康を守る「医療先進県ぐんま」の実現に向けた取組を推進する。

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	目標・指標				予算額			H25 決算 (千円)	H25事業結果	部局評価		財政課評価			
								成果(結果)を示す項目	実績値 (過去4年間)		目標値						H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)	評価 区分	評価の考え方	評価 区分	評価の考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)										
1 高度・専門医療の提供																						
(1) 県立病院における高度・専門医療の提供																						
■ 心臓血管センター、がんセンター、精神医療センター、小児医療センターの県立4病院において、それぞれの分野の高度・専門医療を提供します。																						
			県立病院の運営	病院局	病院局総務課	心疾患、がん、精神、周産期を含む小児、それぞれの分野における高度・専門医療の拠点として、関係機関との連携を強化しながら、県民に安全、安心で質の高い医療を提供する。	・入院患者数 ・外来患者数	H22 入院:265,889人、外来:241,126人 H23 入院:260,416人、外来:244,290人 H24 入院:252,203人、外来:251,015人 H25 入院:247,689人、外来:252,085人	入院:264,260人 外来:247,660人	入院:266,815人 外来:256,334人	入院:280,866人 外来:244,172人	医療収益 21,155,527	医療収益 22,019,149	医療収益 20,288,846	心臓血管センター、がんセンター、精神医療センター、小児医療センターの4つの県立病院において、入院、外来を合わせ延べ 499,774人の患者に対し、高度専門医療を提供した。	4	引き続き県立病院において、県民に対し、より安全、安心で質の高い医療を提供していく必要がある。	4	県立病院の役割として、県民に質の高い医療を提供するため必要な経費であり継続。			
			外科病棟増改築工事(小児医療センター)	病院局	病院局総務課	感染症発生時の対応と救急患者の受け入れ体制の充実を図るため、多床室の個室化や重症患者用病室の増等の増改築工事を実施する。	周産期・小児3次救急医療体制の充実	-	工事	同左	-	110,000	291,143	53,384	外科病棟増改築工事の設計が完了。業者選定を行い、順次工事着手となった。	1	平成26年度は、27年1月の開棟に向けて、引き続き工事を行う。開棟後は、円滑な運用のために尽力する。	1	工事の終了により事業終了。今後は円滑な運用に努める必要がある。			
			ハイブリッド手術室設置(心臓血管センター)	病院局	病院局総務課	カテーテル治療と切開を伴う外科手術治療を組み合わせたハイブリッド治療を行うため、既存の手術室を改修し、ハイブリッド手術室を設置する。	高度・専門医療の提供	-	-	工事 医療機器導入	-	20,000	497,025	3,885	手術室の工事設計が完了。業者選定を行い、工事着工した。	1	平成26年度は27年1月の供用開始に向けて、引き続き工事を行う。供用開始後は、円滑な運用のために尽力する。	1	工事の終了により事業終了。今後は円滑な運用に努める必要がある。			
		新規	右小開胸心臓手術用具導入(心臓血管センター)	病院局	病院局総務課	低侵襲性手術の一つである「右小開胸手術」用に設計された器具を導入する。	高度・専門医療の提供	-	-	機器導入	-	-	15,000	-			平成26年度新規事業のため、事業評価対象外					
		新規	マルチスライスCT更新(がんセンター)	病院局	病院局総務課	保有するマルチスライスCT2台のうち老朽化により故障が発生している1台を更新する。	高度・専門医療の提供	-	-	機器導入	-	-	250,000	-			平成26年度新規事業のため、事業評価対象外					
		新規	新生児救急車(NICU車)更新(小児医療センター)	病院局	病院局総務課	現有のNICU車が老朽化しているため更新する。更新に合わせて小児患者の搬送にも利用できるようストレッチャーが固定できる機能を付加。	周産期・小児3次救急医療体制の充実	-	-	車両導入	-	-	38,000	-			平成26年度新規事業のため、事業評価対象外					
■ 県立病院において、遠隔医療支援画像診断システムの活用や、紹介・逆紹介の促進等により、地域連携の強化を図ります。																						
			県立病院における地域連携の強化	病院局	病院局総務課	がんセンターを中心とした遠隔医療支援画像診断システムによる病連携の推進を行う。地域連携クリティカルパスの整備や、紹介・逆紹介の促進等により、病病・病診連携の強化を図る。	・遠隔医療画像診断システムの接続医療機関数 ・地域連携クリティカルパスの整備	H22 遠隔画像:10機関、パス:5例 H23 遠隔画像:11機関、パス:10例 H24 遠隔画像:12機関、パス:10例 H25 遠隔画像:12機関、パス:10例	遠隔画像:12機関、パス:10例	遠隔画像:12機関、パス:10例	遠隔画像:12機関、パス:10例	60,235	60,418	59,803	がんセンターを中心とした遠隔医療支援画像診断システムについては、12医療機関で実施されたほか、地域連携クリティカルパスについては10例が導入され、病病・病診連携は着実に推進した。	4	引き続き各県立病院において、経営改善を図りつつ、必要な医療を幅広く提供していくためにも一層の地域連携を図っていく必要がある。	4	県立病院と地域の病院・診療所が連携し、県民により良い医療を提供するため継続。			
■ 県民から信頼される県立病院として、ヒヤリ・ハット事例への対応等、医療安全管理対策を着実に進めます。																						
			県立病院における医療安全管理対策の推進	病院局	病院局総務課	医療安全の推進に向けた体制を整備するとともに、ヒヤリ・ハット事例の収集、改善策の検討を進め、職員へのフィードバックと周知徹底を図る。また、医療の透明性を高め、医療や県立病院に対する県民との信頼関係を構築するため、ヒヤリ・ハット事例の公表を行う。	重大な医療事故の件数 (レベル4b以上)	H22 1件 H23 0件 H24 0件 H25 2件	0件	0件	0件	2,289	3,748	1,709	院内医療安全管理委員会及び病院局医療安全管理委員会を概ね月1回開催した他、外部委員による医療事故調査委員会定例会を年1回開催し、改善策の検討等をすすめた。9月に、24年度のヒヤリ・ハット事例等の発生状況について公表を行った。	4	重大な医療事故の防止を図るため、引き続きヒヤリ・ハット事例の収集、改善策の検討及び職員へのフィードバックと周知を実施する必要がある。ヒヤリ・ハット事例の公表にあたっては、写真や図表を使用し、わかりやすい資料を作成する。	4	医療事故の防止を図る委員会開催経費等であり、県立病院で安全・安心な医療を提供するため継続。			

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)						
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	目標・指標				予算額			部局評価		財政課評価				
								成果(結果)を示す項目	実績値 (過去4年間)		目標値				H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)	H25 決算 (千円)	評価: 区分	評価の 考え方	評価: 区分	評価の 考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)									
(2)がん対策																					
■ 「がん対策推進条例」に基づき、がん対策を県民と一体となって総合的かつ計画的に推進します。																					
			がん対策推進協議会運営	健康福祉部	保健予防課	全ての県民が一体となってがん対策をすすめていくため、さまざまな立場の者が参加する群馬県がん対策推進協議会を設置し、総合的ながん対策の推進及び評価について協議する。(H25年度は、「がん対策推進計画策定」を含む。)	開催回数	H23 : 3回 (H23新設) H24 : 3回 H25 : 2回	2回	2回	3回	3,888	3,164	2,609	群馬県がん対策推進協議会を開催し、がん対策推進条例の改正案検討、県がん対策推進計画の進捗管理、H26年度に向けた新規事業等について協議した。(2回開催)	4	がん対策推進条例及び県がん対策推進計画に基づき、総合的ながん対策の推進等について協議を行うため、継続して開催する必要がある。	4	がん対策推進条例やがん対策推進計画の見直しや進捗管理に必要な協議会運営経費であり継続。		
■ 県民に等しく質の高いがん治療が提供できるよう、重粒子線治療を受けやすい環境の整備、がん診療連携拠点病院等の整備など、がん医療提供体制の整備を図るとともに、すべてのがん患者及びその家族の不安や苦痛の軽減、療養生活の質の維持向上を実現するため、緩和ケアの充実を図るとともに、相談支援や情報提供体制を充実します。																					
			がん診療連携拠点病院機能強化	健康福祉部	保健予防課	厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院が実施する相談支援センター、院内がん登録、研修等の事業費を補助し、機能強化を図る。	指定病院数	H22 : 11病院 H23 : 14病院 H24 : 17病院 H25 : 17病院	17病院	17病院	17病院	72,600	74,850	72,600	がん診療連携拠点病院6病院が実施する相談支援事業、がん登録事業、地域の医療従事者を対象とした研修事業、市民公開講座等に対する補助を実施。 ※4病院は国から病院への直接補助	4	がん患者に対する相談支援や情報提供体制の充実、がん登録の推進、地域のがん医療水準の向上のため継続して支援を行う必要がある。	4	どの地域に住んでいても質の高いがん医療が受けられるようにするための経費であり継続。		
			がん診療連携推進病院機能強化	健康福祉部	保健予防課	群馬県知事が指定するがん診療連携推進病院が実施する相談支援センター、院内がん登録、研修等の事業費を補助し、機能強化を図る。	同上	同上	同上	同上	同上	35,000	35,994	35,000	群馬県がん診療連携推進病院7病院の行う相談支援事業、がん登録事業に対する補助を実施。	4	がん患者に対する相談支援や情報提供体制の充実、がん登録の推進のため継続して支援を行う必要がある。	4	どの地域に住んでいても質の高いがん医療が受けられるようにするための経費であり継続。		
			がん診療従事医師緩和ケア研修	健康福祉部	保健予防課	がん診療に従事する医師が、基礎的な緩和ケアの知識や技術を習得するための研修を開催する。	研修修了医師数	H22 : 437人 H23 : 580人 H24 : 718人 H25 : 832人	830人	855人	880人	928	1,831	713	がん診療に携わる医師に対する研修を実施。 H25研修修了者数 114人(累計832人)	4	がんと診断された時からの適切な緩和ケアを提供するため、緩和ケアに関する基本的な研修を受けた医師向け及び看護師のための研修会を行う必要がある。	4	痛みの緩和に関する技術の普及により、本県のがん医療の充実を図るための経費であり継続。		
			相談支援・情報提供	健康福祉部	保健予防課	本県のがんに関する情報をインターネットで提供する群馬県がん対策ホームページを開設する。 がん患者が県内の医療機関や相談窓口など地域の療養に関する情報を入手できる冊子「ぐんまの安心がんサポートブック」を作成、配布する。(H25年度は、「がん総合相談支援センター設置」を含む。)	拠点病院相談支援センター相談件数(推計)	H22 : 10,968件(9病院) H23 : 13,740件(9病院) H24 : 18,390件(10病院) H25 : 21,900件(10病院)	13,000件	13,000件	13,000件	1,913	3,223	1,816	群馬県がん対策ホームページを運営。 ぐんまの安心がんサポートブックを作成、配布。(20,000部)	4	ホームページやサポートブックの掲載情報は、年次更新を行い、最新の情報提供を行う必要がある。	4	がん患者・家族に医療機関や相談窓口の情報を発信するための経費であり継続。		
			ピアサポーター養成 (がん総合相談支援センター設置検討)			がんの経験を持つ者によるがん患者に対する相談支援(ピアサポート)を行う、サポーターを養成するための研修を開催する。	ピアサポーター数	H24 : 41人 H25 : 46人	50人	75人	100人				がん患者や家族をサポートするため、がん治療体験を持つピアサポーター養成研修を実施。 H25研修修了者数46人(累計87人)がんピアサポーター派遣病院数3病院	4	ピアサポーターを養成するとともに、がん診療連携拠点病院等医療機関へ派遣することにより、がん患者への相談支援を行う必要がある。	4	同じ経験を持った者による相談事業により、患者・家族をサポートするための経費であり継続。		
			重粒子線治療施設設置・重粒子線治療推進	健康福祉部	医務課	ビームを病巣の形により近づける積層原体照射に係る機能の整備。 重粒子線治療費利子補給、重粒子線治療運営委員会等。	施設の設置	H22 : らせんワブラー照射装置 H24 : 積層原体照射装置設置	-	-	-	1,941	2,193	355	群馬大学の重粒子線治療を受けるため、治療費を借り入れた患者5名(うち3名が25年度新規)に対し、利子補給を行った。	4	群馬大学において重粒子線治療を受ける患者は年々増え続けており、それに伴い県民の患者数も増えていく。重粒子線治療は先進医療に該当し、患者は高額な費用負担を求められており、県民の経済的負担を軽減するために、利子補給制度による支援に引き続き取り組む必要がある。	4	重粒子線治療を受ける患者の経済的負担を軽減するための経費であり継続。		
			中堅看護職員実務研修	健康福祉部	医務課	がん看護における質の高い看護師を育成する。	研修受講者数	H22 : 18人 H23 : 11人 H24 : 16人 H25 : 12人	20人	20人	20人	3,210	2,646	3,209	群馬大学に委託し、研修を実施したところ12名が修了した。H25までに75名の修了者を輩出し、近年はがん診療連携拠点病院・群馬県がん診療連携推進病院以外の病院からの参加者も増加している。	4	実施期間が41日と長期であり、受講生獲得が困難であること、講師・会場確保が難しいことから、H26年度は研修体系を変更することとした。実施期間は15日間と短縮するが、実習を含む専門的な研修であり、定員も拡充することとした。がん分野における専門的な知識、技術を獲得した看護師を養成するために、引き続き取り組む必要がある。	4	がん看護における質の高い看護師を育成するために必要な研修経費であり継続。		

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ6>3

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)				
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	目標・指標				予算額			H25 決算 (千円)	部局評価	財政課評価		
								成果(結果)を示す項目	実績値 (過去4年間)		目標値					H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)	評価の考え方	評価の考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総計画 終期)							
			がん疼痛緩和推進事業	健康福祉部	薬務課	がん疼痛緩和に関わる医師、薬剤師、看護師等への医療用麻薬の適正使用推進のための講習会等を開催する。また、県内の拠点薬局に対して無菌調剤室の整備補助を行うとともに薬剤師等と連携の上、薬局薬剤師を対象に無菌調剤技術取得のための研修会を開催し、薬局における在宅緩和ケアの推進を図る。	①医療用麻薬適正使用のための講習会参加者数 H23【新規】:104名 H24:92名 H25:210名 ②無菌調剤研修修了薬剤師数 H25【新規】:26名 ③無菌調剤室整備補助薬局数 H25【新規】:2施設	①医療用麻薬適正使用のための講習会参加者数:100名以上 ②無菌調剤研修修了薬剤師数:50名以上 ③無菌調剤室整備補助薬局数:2施設	①医療用麻薬適正使用のための講習会参加者数:100名以上 ②無菌調剤研修修了薬剤師数:50名以上 ③無菌調剤室整備補助薬局数:2施設	①医療用麻薬適正使用のための講習会参加者数:100名以上 ②無菌調剤研修修了薬剤師数:50名以上 ③無菌調剤室整備補助薬局数:1施設	1000	11,645	11,708	県内の医師、薬剤師、看護師等の医療従事者を対象に「がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会」を開催した(210名参加)。また、在宅医療の拠点となる薬局2か所(前橋市及び太田市)に対して無菌調剤室の整備補助を行い、共同利用体制の構築を図った。さらに、薬局薬剤師を対象に無菌調剤技術の取得のための実習形式の研修会を開催した(26名参加)。	4	がん疼痛緩和のための医療用麻薬の適正使用の促進を図るには、実際に関わる医師、薬剤師、看護師等の医療従事者に対する講習会を開催し、正しい知識を広めていく必要がある。また、薬局における在宅医療の推進を図るためには、県内の拠点薬局に無菌調剤室を整備するとともに、薬剤師と連携の上、麻薬注射剤等の無菌調剤技術を備えた薬局薬剤師を養成していく必要がある。	4	がんの疼痛緩和を普及させるための経費であり継続。また、無菌調剤薬局の整備はがん患者の在宅医療を促進させるために、必要な経費であり継続。	
			群馬がん治療技術総合特区推進	新規/再掲	産業経済部	産業政策課	重粒子線治療施設を中核とした総合特別区域において医工連携を推進し、がん医療及び関連分野に係る最先端の技術や製品の開発を促進する	医工連携案件のマッチングと事業化	H25 6件	6件	20件	20件	7,789	1,020	平成26年度新規事業のため、事業評価対象外				
■ がんセンターにおいて、手術、放射線療法、化学療法を効果的に組み合わせる行う集学的治療に取り組むとともに、緩和ケアの充実に努めます。																			
			がんセンターの運営	病院局	病院局総務課	県内唯一のがん専門病院、群馬県のがん医療の拠点病院として、地域の医療機関と連携しながら、高度で質の高い医療を提供する。	・入院患者数 ・外来患者数	H22 入院:96,457人、外来:87,486人 H23 入院:96,299人、外来:90,716人 H24 入院:92,019人、外来:94,809人 H25 入院:89,351人、外来:96,595人	入院:93,805人 外来:91,256人	入院:100,740人 外来:94,562人	入院:107,345人 外来:85,144人	医療収益 7,411,786	医療収益 7,786,403	医療収益 7,282,455	入院患者89,351人及び外来患者96,595人に対し、高度専門医療を提供した	4	H26年度の緩和ケア病棟開棟に合わせて「緩和ケアの提供」を充実させ、がん専門病院として、引き続き「質の高いがん医療の提供」を行う。	4	県内唯一のがん専門病院として、地域の医療機関と連携しながら、高度で質の高い医療を提供する必要があるため継続。
			緩和ケア病棟整備	病院局	病院局総務課	緩和ケアチームの充実を図るとともに、緩和ケア病棟整備を図る。	緩和ケア病棟整備	-	本体工事 外構整備 医療器械購入	病棟稼働	713,000	554,841	前年度に策定した基本構想を元に、緩和ケア病棟の基本・実施設計を行った。続いて埋蔵文化財調査を実施し、建設工事に着工した。	1	H26年6月に開棟した。今後は、円滑な運用のために尽力する。	1	整備工事の終了に伴い、事業終了。今後は円滑な運用に努める必要がある。		
			リニアック棟増築工事	病院局	病院局総務課	H13年製のリニアック(放射線治療機器)を更新。更新に際して、機器の停止期間をなくすため、リニアック治療専用棟を増築し、入院患者等への治療を継続。	リニアック治療患者数	H22 882人 H23 845人 H24 876人 H25 376人	887人	851人	596,000	189,126	リニアック棟増築工事の設計が完了し、業者選定を行った。また、リニアック装置の更新に先立ち、放射線システムハードウェアの更新を行った。	1	工事はH25年度で終了。今後は円滑な運用のために尽力する。	1	増築工事の終了に伴い、事業終了。今後は円滑な運用に努める必要がある。		
■ がん検診の実施主体である市町村や民間企業と連携してがん検診受診率の向上に取り組むほか、女性に特有のがんについては、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン接種や各種検診事業の促進を図られるよう、がんに関する正しい知識の普及啓発などを行い、がんの予防・早期発見の推進に努めます。																			
			がんに強いぐんまづくり推進	健康福祉部	保健予防課	がん検診受診促進キャンペーンとして啓発資料作成等を行う。群馬県がん対策推進条例リーフレットを増刷する。地域住民にがん検診の受診を勧奨するサポーターを養成する。民間企業と協同でがん検診普及啓発活動を行う。	がん検診受診率	H22:厚生労働省国民生活基礎調査 対象年齢:40~69歳(子宮がんは20~69歳) 男女計 胃がん:35.8% 肺がん:28.5% 大腸がん:27.8% 女性 子宮がん:41.6% 乳がん:43.1% ※3年に1回調査 H25:H26.7月把握予定 (参考:平成25年県政県民意識アンケート調査結果) 男女計 胃がん:48.2% 肺がん:45.9% 大腸がん:40.9% 女性 子宮がん:52.6% 乳がん:51.5%	50%	50%	50%	2,807	3,150	2,031	サポーター養成研修を実施し、研修修了者をサポーターに認定。H25研修修了者数355人(累計960人) 連携企業が、がん検診啓発リーフレットの配布などの啓発活動を実施。(配布部数:100,000部) 連携企業45社と共催でがん啓発講演会を開催。(参加者数:1100人)	4	サポーターを養成することにより、検診の重要性を本人はもとより、身近なサポーターから家族、地域住民、職場に周知してもらう事により、検診率の向上を図る必要がある。また、連携協力企業数を増加し、がん検診の受診率向上やがんに関する啓発活動を更に強化する必要がある。	4	検診率の向上のため必要な経費であり継続。サポーターの養成は事業効果を検証し今後の施策展開に活かしていく必要がある。
			女性特有のがん対策推進	健康福祉部	保健予防課	子宮頸がんや乳がんの予防講演会開催など、がんの予防や検診の普及啓発を行う。乳がん検診(マンモグラフィ検診)に従事する医師等に対する研修を実施し、資質向上を図る。	同上	同上	同上	同上	同上	2,301	2,323	2,173	子宮頸がん予防講演会開催(3回)マンモグラフィ検診従事者講習会開催。(医師47人、放射線技師50人)	4	罹患数の増加している年齢層を中心に、普及啓発を実施し、検診率の向上を図る必要がある。また、マンモグラフィ検診従事者の育成を図るため、継続して研修を実施する必要がある。	4	検診受診率向上のために必要であり継続。また早期発見のための医療従事者の養成に必要な経費であり継続。

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ6>4

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)								
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		部局評価	財政課評価					
									実績値 (過去4年間)						H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)	H25 決算 (千円)	評価: 区分	評価: 考え方				
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)								評価: 区分	評価: 考え方		
			がん検診受診率向上対策	健康福祉部	保健予防課	市町村が行うがん検診受診率向上のための新規事業に補助を行う。新たに受診率向上のための対策会議を設置し、がん検診の県内相互乗り入れの拡充、がん検診の効果的な広報・受診案内のあり方を検討する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	11,060	2,734	8,322	4	市町村が実施するがん検診の受診率向上のためのモデル的取組を支援。 H25 12市町村実施(延べ22市町村)	4	がん検診の受診率の目標を達成するため、市町村等と連携した有効な対策を継続して検討する必要がある。	4	受診率向上のための経費であり継続。 モデル的取り組みのから効果の上がった取り組みを分析し今後の施策に活かしていく必要がある。
1 高度・専門医療の提供 小計 31,105,659																							
2 救急医療体制の充実																							
(1)救急医療対策																							
■ 初期・二次・三次の各医療機関による救急医療体制を整備するとともに円滑な救急搬送を支援します。																							
			救急医療施設設備整備費補助	健康福祉部	医務課	病院群輪審制参加病院の医療機器整備に対する補助を行う。	医療機器整備病院数	H22: 1病院 H23: 0病院 H24: 0病院 H25: 1病院	1病院 (累計2病院)	1病院 (累計3病院)	1病院 (累計4病院)	15,968	20,844	14,000	救急医療の向上を図るため、前橋協立病院のCT整備費を補助した。	4	本県救急医療体制の充実のため、二次救急医療機関の設備整備は重要である。	4	救急医療体制の充実のための経費であり継続。				
■ ドクターヘリにより県内全域において迅速な救急医療を提供するとともに、災害拠点病院等における夜間使用可能なヘリポートの整備を促進し将来の夜間運航に向けた環境を整備します。																							
			ドクターヘリ運航	健康福祉部	医務課	ドクターヘリの運航経費等に対して補助するとともに、ドクターヘリの効果的な運用について検討を行う。	運航時間の延長	H22: 8時間45分 H23: 8時間45分 H24: 9時間 H25: 9時間	9時間	9時間	11時間	219,074	219,068	216,939	ヘリコプター運航委託料等に対し補助し、運行体制を確保した。(H25年度出動件数843件。前年度比9.5%増加)ドクターヘリの効果的運用について検討を行った。	4	出動件数が着実に増加しており、安定的な運行を図るため継続。 H28年6月1日からの消防無線のデジタル化に対応するため、無線設備を更新する必要がある。	4	ドクターヘリの安定的運行のための経費であり継続。 消防無線のデジタル化に対応する無線設備の更新については適切な時期に対応する必要がある。				
■ 北関東唯一の高度救命救急センターであり、ドクターヘリの基地病院である前橋赤十字病院や三次救急医療を担う国立病院機構高崎総合医療センター、群馬大学医学部附属病院の機能の維持・強化を図るとともに、東毛地域において総合太田病院の救命救急センター整備を支援します。																							
			救命救急センター運営費補助	健康福祉部	医務課	救命救急センターの運営費に対して補助する。	救命救急センターにおける救急患者受入率	H22: 94.3% H23: 97.6% H24: 95.1% H25: H26.11月頃把握予定	95%以上	95%以上	95%以上	312,983	302,554	276,675	三次救急機能維持のため、前橋赤十字病院及び太田記念病院に運営費を補助した。	4	不採算部門である三次救急医療機関の機能が維持され、重篤な救急患者への医療が確保できた。救命救急センターの機能が維持されるよう、運営費を補助することが必要である。	4	重篤な患者を対象にした3次救急を担う救命救急センターの運営に要する経費であり継続。				
■ 県内全域で均質で迅速な救急医療を提供できる体制のさらなる充実を図ります。																							
			広域災害・救急医療情報システム運営	健康福祉部	医務課	救急医療機関の応需情報等を収集し、消防機関等に提供する「群馬県広域災害・救急医療情報システム」を運営する。	消防機関による傷病者(重症以上)の病院受入れ照会回数4回以上の件数	H22: 349件(4回以上) H23: 413件(4回以上) H24: 380件(4回以上) H25: H26.11月頃把握予定	349件以下 (4回以上)	349件以下 (4回以上)	349件以下 (4回以上)	65,621	84,360	59,230	救急医療情報システムの運用を行った。また、タブレット端末による救急搬送支援システムを運用し、救急医療機関の応需情報等を集約など、救急搬送の効率化を図った。	4	救急患者の受入れの円滑化が図れた。 平成26年度に救急搬送支援システムと救急医療情報システム等を統合する予定である。 救急搬送・受入体制の充実のため、システム運営を継続する必要がある。	4	救急搬送の効率化・円滑化のための経費であり継続。				
			災害医療対策	健康福祉部	医務課	東日本大震災を踏まえ、群馬県の災害医療体制を充実。 ・災害医療連絡協議会の設置・運営等 ・DMAT新規指定病院医療資機材整備費補助 ・災害対応医療研修費負担 ・医療施設耐震化臨時特例基金事業	群馬DMAT隊員登録数	H22: 110人 H23: 135人 H24: 152人 H25: 213人	計150人	計160人	計160人	970,015	2,596,468	1,580,342	医療施設耐震化臨時特例基金を活用し、5医療機関に対し施設整備補助を実施した。 災害対応医療研修の開催等を行った。	4	病院の耐震化、災害派遣医療チームの体制整備、災害対応医療訓練の実施により災害医療体制の充実が図られた。災害が発生した場合であっても、確実に医療が提供できるよう、引き続き災害医療体制整備を進めていく必要がある。	4	災害発生時にも確実に医療が提供される体制を整備するための経費であり継続。				
			災害拠点病院等施設設備整備事業	健康福祉部	医務課	大規模災害に備え、災害拠点病院の施設・設備の充実、広域医療搬送や特殊災害に対応できる体制を整える。 ・NBC災害・テロ対策設備整備費補助	災害拠点病院のうちヘリポート整備病院数 (整備病院数/災害拠点病院数)	H22: 2/13 H23: 2/15 H24: 4/17 H25: 4/17	5/17	5/17	7/17	22,382	75,268	14,000	自家発電装置及びNBC災害・テロ対策設備の整備を行う災害拠点病院に整備費を補助した。	4	災害拠点病院の機能が維持されるよう、運営費を補助することが必要である。	4	災害拠点病院の機能を維持するための施設整備費に対する補助であり継続。				

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)				
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		H25 決算 (千円)	部局評価	財政課評価
									実績値 (過去4年間)		目標値				H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)		評価 区分	評価の考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)							
(2)周産期医療対策・小児3次救急体制の充実																			
■ 周産期母子医療センターの運営支援等により、ハイリスクな分娩や新生児へ高度な医療を提供するとともに、周産期医療情報システムの運用等により、限られた医療資源を有効に活用するため、周産期医療機関の連携体制の整備を行います。																			
			再掲	健康福祉部	保健予防課	限られた医療資源を有効に活用するための周産期医療情報システムの運営や周産期医療対策協議会の開催、周産期医療従事者の資質向上を図るための研修を行う。	周産期死亡率(出産千対)	H22: 4.4人 H23: 4.3人 H24: 4.8人 H25: 5.5人 (概数)	4.2人	4.2人	4.2人	16,934	17,765	15,980	周産期医療情報システムを運用し、応需情報の提供やデータの分析等を行った。また、周産期医療対策協議会においては課題等を協議した。周産期医療に関する調査を行い現状を分析するとともに、早期新生児死亡の減少を図ることを目的とした新生児蘇生法研修会を開催した。小児医療センターに委託して「NICU入院児支援事業」を実施、支援コーディネーターを配置することにより児の退院支援を強化した。	3	安心して出産できる環境をつくるには、周産期医療体制の整備は重要な課題であるため、引き続き事業を推進することが必要である。産科医の不足等の課題について関係者と協議し、今後の周産期医療体制のあり方を検討していく。H27年度で周産期医療情報システムの契約が終えるため、新たなシステムを開発する。	4	安心して出産ができる体制を維持するための経費であり継続。産科医不足等の課題については、将来の不足見込やその要因を分析し、抜本的な対策を検討する必要がある。また、新システムについては現システムの検証を行い必要とされる機能を精査する必要がある。
			再掲	健康福祉部	保健予防課	ハイリスクな分娩や新生児への高度な医療を提供する周産期母子医療センターの財政基盤を強化するため、その運営費を補助する。	NICU病床数	H22: 42床 H23: 51床 H24: 55床 H25: 55床	55床	58床	59床	104,980	145,912	91,944	1箇所総合周産期母子医療センター及び5箇所の地域周産期母子医療センターに対し、その運営事業について補助金を交付した。	4	周産期医療を、需要に対して十分に対応できる体制とするために、周産期母子医療センターの運営を補助する本事業は有効であり、継続する必要がある。	4	周産期母子医療センターの運営費補助であり、周産期医療体制を維持するため継続。
■ 周産期・小児3次救急体制の充実を図ります。																			
			再掲	病院局	病院局総務課	感染症発生時の対応と救急患者の受け入れ体制の充実を図るため、多床室の個室化や重症患者用病室の増等の増改築工事を実施する。	周産期・小児3次救急医療体制の充実	-	工事	同左	-	110,000	291,143	53,384	外科病棟増改築工事の設計が完了。業者選定を行い、順次工事着手となった。	1	平成26年度は、27年1月の開棟に向けて、引き続き工事を行う。開棟後は、円滑な運用のために尽力する。	1	工事の終了により事業終了。今後は円滑な運用に努める必要がある。
(3)県境域における県外との連携推進																			
■ 関東近県同士で、ドクターヘリのバックアップ体制等の県境を越えた救急医療の連携を推進します。																			
				健康福祉部	医務課	ドクターヘリの他県との広域連携に必要な備品等の整備に対して補助する。	北関東三県連携に続く更なる近県連携	H22: 3県 H23: 3県 H24: 3県 H25: 3県	4県	4県	4県	部局予算対応	部局予算対応	-	北関東3県間での連携が円滑に行えた。H25年度中・栃木からの出動10件。栃木への出動9件。	4	北関東3県の連携により、円滑な運航が進んでおり、今後、連携範囲を広げるため埼玉県との連携について検討したい。	4	広域連携による患者搬送の迅速化を図るため、広域連携は重要であり継続。
2 救急医療体制の充実 小計 3,767,382																			
3 安心して医療を受けられる環境づくり																			
(1)道路網等の整備による医療施設へのアクセス強化																			
■ 地域の中核的な医療施設へのアクセス強化を図り、どの地域においても高次医療や特定の診療科目等を受けられる環境づくりに取り組みます。																			
				県土整備部	道路整備課、都市計画課	道路網等の整備により、中核的な医療施設(3次救急医療施設・災害拠点病院)へのアクセス強化を図る。	地域の中核的な医療施設までの所要時間別市町村数(30分以下・45分以上)	市町村数 H22: 30分以下 27 45分以上 3 H23: 30分以下 27 45分以上 3 H24: 30分以下 27 45分以上 3 H25: 30分以下 29 45分以上 2	市町村数 30分以下 27 45分以上 3	市町村数 30分以下 27 45分以上 3	市町村数 30分以下 28 45分以上 3	25,420,025	23,483,023	32,687,145	中核的な医療施設へのアクセス向上を図るため、東毛広域幹線道路、西毛広域幹線道路、上信自動車道等の事業を推進した。	4	地域の中核的な医療施設までの所要時間別市町村数は、「30分以下:29、45分以上:2」と最終目標値を達成しており、その成果は順調に推移している。	4	中山間地についても、安心して医療を受けられる環境づくりを図る必要があるため継続。
(2)子どもが安心して医療を受けられる環境づくり																			
■ 子ども医療費の完全無料化や小児救急医療電話相談などにより、子どもが安心して医療を受けられ、親の不安を軽減できる環境を整備します。																			
			再掲	健康福祉部	国保課	少子化対策や子育て環境の充実をはかるため、県内どこに住んでいても子どもの医療が無料で受けられるよう、対象範囲を中学校卒業までとする。所得制限なし、自己負担なしで、入院・通院とも中学校卒業まで対象とする都道府県の制度は、全国初。	中学校卒業までの医療費補助を、給付要件を設けずに継続実施(実績・目標値: 県補助対象者数)	H22: 267,852人 H23: 264,444人 H24: 259,870人 H25: 255,297人	255,620人	251,033人	中学校卒業まで医療費無料化を継続	4,044,162	4,011,600	3,798,885	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、市町村とともに引き続き医療費の一部負担金の助成を行った。対象者 255,297人 受診件数 3,625,695件 補助金額 3,798,885,312円	4	市町村と協力しながら、子どもの健康増進と子育て世帯の経済的負担軽減を図っていく上で、本制度の安定的な維持・運営は必要不可欠である。また、同時に効果の検証を行うとともに利用者に対し適正受診や他の公費負担医療との併給促進の働きかけを行うことも必要である。	4	子どもの健康増進と子育て世帯の経済的負担軽減を図るために必要な事業であり継続。
				健康福祉部	国保課	子ども医療費無料化等の福祉医療の実施に伴い削減される国民健康保険国庫負担金等について、削減額の2分の1を市町村に補助	福祉医療制度実施により削減された国民健康保険国庫負担金等の削減額の一部を補助することにより、市町村国民健康保険財政の安定化を図る	H22: 481,531千円 H23: 499,073千円 H24: 522,662千円 H25: 589,134千円	国による削減措置の撤廃	国による削減措置の撤廃	国による削減措置の撤廃	574,126	603,151	589,134	福祉医療制度実施に係る国民健康保険国庫負担金等の削減額のうち削減額の1/2を補助した。国に対して、政策要求や知事会などを通じて、本削減措置の廃止について要望を行った。	4	財政基盤の脆弱な市町村保険者に、福祉医療制度実施に係る国民健康保険国庫負担金等の削減措置の1/2を補助することにより、国民健康保険の財政安定化を図る上で、必要不可欠である。国に対して、政策要求や知事会などを通じて、本削減措置の廃止について要望していく。	4	福祉医療費支給にかかる国民健康保険国庫負担金等削減分についての市町村への補助であり継続。国に対して、あらゆる機会を活用して、本削減措置の廃止を強く要望する必要がある。

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ6>6

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)									
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)	H25 決算 (千円)	部局評価	財政課評価			
									実績値 (過去4年間)		目標値				H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)				H25 決算 (千円)	評価: 区分	評価の考え方	評価: 区分	評価の考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)												
			小児救急医療対策	再掲	健康福祉部	医務課	小児救急医療体制維持のため、小児二次輪番病院への支援、小児医療啓発、小児救急電話相談(#8000)等の事業を実施する。小児救急電話相談については、受付時間を深夜・早朝時間帯まで拡充し、切れ目のない相談体制を構築する。(月～土 18:00～翌朝8:00、日・祝日 9:00～翌朝8:00)	小児二次救急の一部地域での応需不能日(空白日)の解消	H22: 19日 H23: 37日 H24: 9日 H25: 0日	0日	0日	0日	143,802	164,245	132,800	4	勤務医不足の中、小児救急医療体制の維持を図るためには、県民へ小児救急に対する安全、安心を提供するため体制整備を継続して行うことが必要である。	4	小児二次輪番病院への補助や小児救急電話相談等にかかる経費であり、小児救急医療体制の維持を図るため継続。					
			先天性代謝異常等検査(タンデムマス法検査)		健康福祉部	保健予防課	先天性代謝異常の新しい検査法であるタンデムマス法を導入することにより、新生児の段階で多数の疾患を発見し、早期治療により心身障害の予防又は軽減する。	疾患を持つ児を検査で見逃さず発見することが目標であり、目標及び成果の数値化は困難。	-	県内出児に対して漏れなく実施	県内出児に対して漏れなく実施	県内出児に対して漏れなく実施	48,545	49,754	42,799	4	生まれつきの病気を早期発見し、病気の発症や重症化予防を行うため、当該検査は継続する必要がある。	4	先天性疾患を早期に発見し発症や重症化予防につなげるための経費であり継続。					
			小児慢性特定疾患医療給付		健康福祉部	保健予防課	国が指定した小児慢性特定疾患(11疾患群)の患者に対し、保険診療医療費に係る自己負担分を公費助成する。	小児慢性特定疾患受給者数審査による適正な公費助成執行に努める。	H22: 1,241人 H23: 943人 H24: 925人 H25: 921人				153,347	152,668	159,774	3	小児慢性特定疾患医療研究事業は児童福祉法に基づいた制度であり、事業の実施は必要不可欠である。H27.1より制度改正され、対象疾患数が増えることにより、医療費の増額が見込まれる。	3	国の治療研究と患者の経済的負担軽減のための事業であり、対象疾患の拡充が図られることから拡充。					
(3)難病患者への支援																								
■ 難病療養者やその家族への相談支援を行うとともに、医療費の公費負担により在宅療養を支援します。																								
			特定疾患医療給付		健康福祉部	保健予防課	国が指定した特定疾患(56疾患)の患者に対し、保険診療医療費に係る自己負担分を公費助成する。	特定疾患受給者数審査による適正な公費助成執行に努める。	H22: 11,415人 H23: 12,069人 H24: 12,613人 H25: 13,180人	※審査による適	※審査による適	※審査による適	1,849,886	1,926,671	1,854,544	3	特定疾患医療受給者に対し、保険診療に係る自己負担分を助成した。	3	本事業は、国の行う治療研究事業の推進と、難病患者の経済的負担の軽減に役立っているため、今後も事業の継続が必要である。H27.1より制度改正され、対象疾患数が増えることにより、医療費の増額が見込まれる。					
			難病患者療養支援対策推進		健康福祉部	保健予防課	保健福祉事務所、難病相談支援センター等で行う、難病療養者への相談・支援事業を実施する。	保健福祉事務所、難病相談支援センター、神経難病医療ネットワークの相談件数	H22: 10,787件 H23: 10,303件 H24: 12,615件 H25: 13,138件	10,000件	10,000件	10,000件	16,187	16,588	14,637	4	難病患者に対する相談会や訪問を実施した。難病相談支援センターを設置し、難病患者からの相談を実施した。	4	難病は原因不明で治療法が確立されていないことに加え、医療依存度の高い在宅療養者も多いことから、引き続き保健福祉事務所を中心として療養支援事業の継続が必要である。					
			在宅重症難病患者支援		健康福祉部	保健予防課	在宅重症難病患者の家族等の介護者の休息(レスパイト)が可能となるよう、県が医療機関に委託したレスパイト入院を促進するための受入れ体制を支援する。	レスパイト入院利用者数	H24: 新規 H25: 19人	37人	37人	37人	9,672	9,729	4,695	4	在宅の重症難病患者の家族等の休息(レスパイト)入院を受け入れた医療機関について補助を実施した。	4	重症難病患者の在宅療養を支える介護者への支援に要する経費であり継続。					
3 安心して医療を受けられる環境づくり 小計 30,417,429																								
4 健康づくりの推進																								
(1)生活習慣病や感染症の予防対策の推進																								
■ 生活習慣の改善や生活習慣病予防などの環境整備や普及啓発を進めます。																								
			元気県ぐんま21推進		健康福祉部	保健予防課	健康増進計画を普及啓発するためのパンフレット作成や知事表彰を行う。市町村健康増進計画策定・推進の支援を行う。	市町村健康増進計画策定率	H22: 94.3% H23: 97.1% H24: 97.1% H25: 97.1%	100%	100%	100%	3,117	1,218	2,321	4	元気県ぐんま21(第2次)普及推進事業において、市町村計画作成支援やモデル事業を実施した。	4	H25年度新たに策定した健康増進計画「元気県ぐんま21(第2次)」について、県民への周知、普及のために一層の推進が必要となる。					
			食環境づくり		健康福祉部	保健予防課	食環境整備推進のためのリーダー研修会の開催や、栄養士会・食生活改善推進員への委託事業による健康増進計画の推進を図る。	食環境整備推進リーダー研修会参加者数	H22: 486人 H23: 610人 H24: 451人 H25: 338人	600人	600人	600人	1,056	982	769	4	災害時の栄養・食生活支援体制状況調査を給食施設に実施し、結果の共有のための情報交換等を行った。	4	県民の健康づくりのためには、食環境整備による支援が重要であることから、元気県ぐんま21(第2次)計画のもと推進すべき事業である。					
			元気県ぐんま21協力店推進		健康福祉部	保健予防課	栄養成分表示の実施や健康に配慮したメニューの提供、健康情報の提供等を行う飲食店等の協力を得て、県民の適切な食生活管理と食を通じた健康づくりを推進する。	元気県ぐんま21協力店登録店舗数	H22: 1,090店 H23: 1,117店 H24: 1,200店 H25: 1,250店	1,250店	1,350店	1,500店	645	645	579	4	栄養成分表示やヘルシーメニュー等の提供店の拡充を図った。健康情報リーフレットを8回作成した。	4	健康に配慮した食事や情報の提供は、県民が自らの健康を考えることに役立つことから、元気県ぐんま21(第2次)計画のもと推進すべき事業である。					

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ6>7

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)								
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標					予算額		H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)	H25 決算 (千円)	部局評価		財政課評価	
									実績値 (過去4年間)		目標値			H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)				H25 区分	評価の考え方	H25 区分	評価の考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)										
			糖尿病予防対策推進		健康福祉部	保健予防課	糖尿病及び慢性腎臓病等に関し、住民及び医療従事者等への知識の普及を図り、早期発見、重症化の予防を図る。	糖尿病及び慢性腎臓病予防対策研修会開催回数	H22: 2回 H23: 2回 H24: 2回 H25: 3回	4回	4回	4回	1,293	1,249	793	関係機関と連携し、世界糖尿病デー及び世界腎臓デーの普及啓発や一般向け公開講座を実施した。慢性腎臓病予防のための保健医療従事者向け研修会を実施した。慢性腎臓病対策推進協議会を2回開催した。	4	重篤化すると生活の質の著しい低下をもたらすこととなる糖尿病や腎臓病を早期に発見予防し、あるいは重篤化の防止を図るために知識の啓発普及が重要であることから、今後も継続して実施する必要がある。	4	糖尿病の予防のための啓発事業であり継続。		
			特定健診・保健指導推進		健康福祉部	保健予防課	医療保険者による効果的な特定健診・保健指導の推進のため、研修会の開催等を実施して従事者等の資質の向上を図る。	特定健診・保健指導実践者育成研修延べ修了者数	H22: 1,586人 H23: 1,654人 H24: 1,730人 H25: 1,781人	1,790人	1,860人	1,930人	1,112	1,063	459	特定保健指導従事者の資質向上を図るため、新任の保健指導従事者を対象とした特定保健指導実践者育成研修、実践者を対象としたスキルアップ研修会を開催した。	4	健康増進計画「元気県ぐんま21(第2次)」等に基づく生活習慣病予防対策の総合的な推進のためには、保健指導従事者の資質向上等が不可欠であることから、今後も継続して事業を実施する必要がある。	4	特定健診を実施する医療保険者、市町村の保健指導従事者の資質向上のための研修であり継続。		
			たばこ対策		健康福祉部	保健予防課	受動喫煙防止対策の推進を図る。	群馬県禁煙認定施設数	H22: 1,275施設 H23: 1,322施設 H24: 1,390施設 H25: 1,454施設	1,600施設	1,700施設	1,800施設	1,353	1,198	1,096	受動喫煙防止対策研修会、喫煙防止講習会、「群馬県禁煙施設認定制度」を継続して実施した。	4	がん対策推進計画及び健康増進計画「元気県ぐんま21(第2次)」に基づき、喫煙率の引き下げに向けて事業を継続する必要がある。	4	たばこの害を普及啓発する講演会開催や、受動喫煙を防止するための認定制度を運営するための経費であり継続。		
			未成年たばこ対策		健康福祉部	保健予防課	未成年者喫煙防止対策の推進を図る。	未成年者に対する喫煙防止講習会開催回数及び参加者数	H22: 69回、8,342人 H23: 62回、6,545人 H24: 77回、7,885人 H25: 79回、6,171人	60回 5,000人	60回 5,000人	60回 5,000人	980	670	705	喫煙防止講習会等を開催し、未成年者の喫煙防止対策を推進した。	4	未成年者の喫煙防止が将来の喫煙率の引き下げに効果が大いことから、引き続き事業を継続する必要がある。	4	未成年者の喫煙による健康被害を防止し、将来の喫煙予防にもつなげるための事業であり継続。		
			市町村健康増進事業補助		健康福祉部	保健予防課	健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業について、経費の一部を予算の範囲内において補助する。(市町村への補助率2/3)	血清クレアチニン検査を導入する市町村数	H25: 16市町村	16	21	25	71,000	108,700	91,773	健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業について、経費の一部を予算の範囲内において補助した。	4	生活習慣病等の予防からリハビリテーションに至る市町村の保健事業の根幹となる事業であり、県民の健康増進に果たす役割が大きいため、県として継続して補助する必要がある。	4	健康増進法に基づき各種検診等を実施する市町村事業への補助であり継続。		
			歯科口腔保健対策		健康福祉部	保健予防課	歯科口腔保健を総合的に推進するため、県歯科口腔保健推進計画を策定すると共に、県民への普及啓発事業の拡充及び、在宅介護者等への歯科保健医療サービスの充実を図る。	3歳でむし歯のない児の割合	H22: 77.4% H23: 79.5% H24: 80.7% H25: 81.8%	81%	82%	82%	26,583	28,000	22,243	群馬県歯科口腔保健推進計画を策定し、より良質な歯科保健サービスの提供ができる体制が整備された。8020運動の推進などにより、むし歯が減少するなど改善が図られた。	4	群馬県歯科口腔保健推進計画は、平成26年度を初年度とする5カ年計画であり、これを推進するために必要である。	4	歯と口の健康を保ち生活の質を維持するための事業であり継続。		
			大気中微小粒子状物質(PM2.5)測定体制整備		環境森林部	環境保全課	H21年度に新たに環境基準が設定されたPM2.5について、常時監視及び注意喚起のために必要な測定体制を整備する。また、PM2.5対策の基礎データを得るため成分分析等を行う。	県内における質量測定地点数および成分分析地点数	○質量測定地点数 (H23 測定開始) H23 1か所 H24 3か所 H25 8か所 ○成分分析地点数 (H25 測定開始) H25 2か所	○質量測定地点数 8か所 ○成分分析地点数 2か所	○質量測定地点数 8か所 ○成分分析地点数 2か所	○質量測定地点数 8か所 ○成分分析地点数 2か所	18,000	1,981	33,138	PM2.5測定機を5地点に設置し、高崎市が設置した1地点とあわせて9地点の測定体制となった。また、移動測定車にも1台設置した。成分分析については、分析機器を整備し、前橋、沼田の2カ所で実施した。	4	県全体のPM2.5濃度を把握するための9局の測定体制が整ったので、測定結果及び全国的状況を踏まえて、県内の状況を検証していく。成分分析については、引き続き実施し、発生原因を究明するための基礎とする必要がある。	4	現状の測定体制を維持し、継続。成分分析については、発生原因究明のために必要であり、継続。		
■ 結核、エイズ、インフルエンザ等の感染症の予防及びまん延防止を図ります。																						
			感染症対策		健康福祉部	保健予防課	感染症の発生を予防し、そのまん延の防止を図る。	感染症指定医療機関の運営継続に伴う運営費補助	H22: 7医療機関 H23: 8医療機関 H24: 8医療機関 H25: 8医療機関	8医療機関	8医療機関	8医療機関	72,019	72,732	61,476	感染症予防対策として、感染症(結核・新型コロナウイルスを除く)の発生に対応。感染症指定医療機関の整備・運営として、施設整備費補助1件、運営費補助8件を実施。	4	感染症患者への医療提供体制を確保するため、引き続き運営費補助等を実施する必要がある。感染症のまん延防止のための調査等に必要経費で現在の体制維持が必要。	4	感染症発生時の医療提供体制を確保するための経費であり継続。		
			疾病予防防疫対策		健康福祉部	保健予防課	感染症予防のための調査や検査等を行うほか、感染症に関する正しい知識を提供するとともに予防接種を推進し、感染症の発生を防止する。	県民に対し、感染症に関する啓発・普及活動の回数(講演会、説明会等)	H22: 41回 H23: 71回 H24: 75回 H25: 141回	50回	100回	100回	31,158	44,207	351,981	県民に対し、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を実施した。給食従事者等に対し、感染症予防のための検査を実施した。予防接種健康被害者への救済を実施した。子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が平成24年度限りで終了したため、執行残を国庫へ返還した。(322,189千円)	4	感染症予防のための検査及び感染症に関する正しい知識の普及啓発により、感染症の発生及び拡大防止に役立つため、引き続き必要である。予防接種の普及啓発により、感染症の防止を行うとともに、予防接種健康被害の救済を行うことは、引き続き必要である。	4	感染症予防のための検査や普及啓発に要する経費や健康被害救済に要する経費であり継続。		
			結核対策特別促進		健康福祉部	保健予防課	結核の発生を予防し、そのまん延の防止を図る。	研修会参加数	H22: 144人 H23: 61人 H24: 92人 H25: 30人	100名	50名	50名	53	322	52	県保健福祉事務所及び中核市保健所の結核対策担当職員を対象として、結核予防会から講師を迎え、効果的な結核対策をテーマに研修会を実施した。	4	現在、微増傾向にある本県の新規結核患者数を減少傾向に転ずるための施策を立案する上で、このような研修会は、今後も継続していく必要がある。	4	地域の状況に合わせた結核対策を行うための経費であり継続。		

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)								
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		H25 決算 (千円)	部局評価	財政課評価				
									実績値 (過去4年間)						目標値				H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)	評価 区分	評価の考え方	
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)			H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)		H25 区分					評価の考え方
<p>■ 食を考える習慣を身につけ、心身ともに健全な食生活を送るため、子どもから高齢者までのライフステージに応じた食育を推進します。</p>																							
			地域のエイズ対策に係る啓発普及活動	健康福祉部	保健予防課	エイズの感染予防のため普及啓発を図る。	エイズ講演会参加数	H22: 5,572人 H23: 5,011人 H24: 4,884人 H25: 5,311人	5,000名	5,000名	5,000名	1,777	1,884	1,162	県教委と連携し、県立高校生を対象としてエイズの感染予防等について、講演会を開催した。世界エイズデー等に合わせ、FMラジオによる啓発活動を実施した。	4	エイズ予防啓発は、感染の危険性の高い若年者(高校性等)向けの講演会、一般県民向けの啓発活動を行う等、HIV蔓延防止のために必要な事業である。	4	若年者向けのエイズ予防啓発はまん延防止に有効であり継続。				
			肝炎対策	健康福祉部	保健予防課	肝炎患者に対する情報提供や肝炎の感染予防について知識をもつ人材を育成するほか、肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報をとりまとめた手帳を肝炎患者等に対して配布し、肝炎の早期発見、適切な治療を推進する。	地域肝炎治療コーディネーター養成研修受講者数	H22: - H23: 62人 H24: 120人 H25: 90人	60名	60名	60名	581	954	359	肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報をとりまとめた手帳を作成し、肝炎患者等関係者に配布した。地域肝炎治療コーディネーター養成研修事業を群馬大学に委託し、当該研修を実施した。	4	肝炎対策は、肝炎の予防啓発や医療体制整備、肝炎検査・相談等に従事する人材の育成を行う等、肝炎ウイルス感染防止の為に、今後も継続する必要がある。	4	肝炎対策を推進する協議会運営や肝炎予防啓発資材の作成にかかる経費であり、肝炎の予防を図るため継続。				
			肝炎インターフェロン治療費等助成	健康福祉部	保健予防課	肝炎患者の経済的負担軽減のため、肝炎治療費に係る助成を行う。	肝炎医療費受給者数 審査による適正な公費助成執行に努める。	H22: 948人 H23: 749人 H24: 711人 H25: 816人				221,426	138,590	126,144	肝炎インターフェロン治療費等審査委員会を毎月開催し審査を行い、適正な公費助成の執行に努めた。	4	肝炎インターフェロン治療費助成は、肝炎患者の経済的負担の軽減や治療促進、肝炎の蔓延防止のために必要な事業である。	4	肝炎インターフェロン治療費を国と県で補助するものであり、肝炎患者の負担軽減を図るため継続。				
			食育推進	健康福祉部	食品安全課	県民が主体的に食育に取り組むための意識啓発を図るとともに、地域における食育を担う人材の育成や環境の整備など、地域力を生かした食育を推進する。地域機関や食育関連団体等と連携・協働した食育を推進するためのネットワーク体制の整備を図る。ライフステージに応じた間断のない食育を推進するため、市町村食育推進計画の策定を支援する。市町村と共催で食育イベントを開催する。	①食育推進リーダー養成者数(人) ②食育応援企業登録数(企業・団体)	①食育推進リーダー養成者 H22:- H23: 15人 H24: 累計37人 H25: 累計57人 ②食育応援企業登録数 H22:- H23: 27企業 H24: 累計44企業 H25: 累計58企業	①累計60人 ②累計60企業	①累計80人 ②累計80企業	①累計100人 ②累計100企業	3373	1,775	2,943	食育推進体制の整備 市町村計画の策定及び推進を支援、県民局単位の地域食育ネットワーク会議を有効に活用し、連携促進事業を実施した。 つづけましょ！食育推進事業の実施 食生活に課題の多い若い世代の食育推進体制の整備、食育応援企業登録制度を通じた社会資源の活用、地域の食育を担う人材として食育推進リーダーの養成等を継続的に充実を図った。 また、食育推進リーダーを活用したモデル地区事業、新たな食育教材の開発と活用にも取り組んだ。 ぐんま食育フェスタinみなかみの開催 みなかみ町と共催 来場者 4,500人	4	第2次計画では、食育の「周知から実践」への転換を図り、県民が健全な食生活を実践できる「生涯食育社会の実現」を目指している。 平成25年度は計画の中間評価を行い、改善が見られない項目については、目標達成に向け、取組を強化することが必要である。 そのため、関係団体等と連携し、地域食育推進ネットワーク会議を充実させ、市町村と役割分担と協働により県民の身近な地域での食育を推進する。 また、新たな課題として、進展する高齢社会の中で、高齢者への食育についても着手する。	4	市町村との共催による食育イベントを見直し、企業と連携した食育イベントを立ち上げるなど、事業内容を工夫している。 引き続き、地域における食育を推進していくため、継続。				
<p>(3)スポーツを通じた健康づくり</p>																							
<p>■ 健康の保持や生活習慣病の予防・改善に効果があるスポーツ活動の環境整備を推進します。</p>																							
			群馬県スポーツ施設の設置及び管理に関する基本計画策定	再掲	生活文化スポーツ部	スポーツ振興課	「ぐんまスポーツプラン2011」及び群馬県スポーツ振興条例の趣旨を踏まえ、国体やインターハイなどの大規模大会や将来にわたって県民のスポーツ活動の受け皿となるスポーツ施設の設置及び管理を適切に進めるための基本方針	-	-	-	-	部局予算対応	-	-	平成26年3月に策定した「群馬県スポーツ施設の設置及び管理に関する基本計画」において、大規模大会の受け皿となるスポーツ施設や、各競技団体の主要な活動拠点となる57施設を「競技別拠点スポーツ施設」として位置付け、整備していくこととした。それに先んじて、25年度は、27年1月～2月に開催される冬季国体のための施設整備の支援等を実施した。	1	基本計画を策定し、大規模大会の受け皿となる県有スポーツ施設や、各競技団体の主要な活動拠点となる57施設を「競技別拠点スポーツ施設」に位置づけた。 今後は、この方針に沿って具体的な整備を行っていく。	1	競技別拠点スポーツ施設を位置づけた基本計画を策定したため、終了。				
			地域スポーツ振興	再掲	生活文化スポーツ部	スポーツ振興課	広域スポーツセンターの機能の充実を図ることにより、総合型地域スポーツクラブの活動を推進する。	総合型地域スポーツクラブ設立数	H22 1クラブ設立(36クラブ) H23 4クラブ設立、2クラブ解散(38クラブ) H24 4クラブ設立(42クラブ) H25 2クラブ設立、1クラブ解散(43クラブ) ※設立準備を含む	4クラブ設立予定(未設置市町村7町村)	4クラブ設立(未設置市町村6町村)	合計50クラブ(未設置市町村解消)	2,737	2,509	2,737	総合型地域スポーツクラブの設立及び育成に関する支援や啓発により、地域におけるスポーツ活動の核となる総合型地域スポーツクラブの設置件数が12市8町5村42クラブ(設置市町村の割合71.4%)から12市9町5村43クラブ(設置市町村の割合74.3%)に増えた。 また、県内スポーツ活動の振興を図るため、スポーツ情報ネットワークシステムの運用により、多くの県民にスポーツに関するイベント情報や県内クラブの紹介等を提供できた。(リクエスト数143万件)	4	県民が主体的にスポーツに親しめる環境の整備と県内スポーツの振興を推進するため、総合型地域スポーツクラブの設立・育成に対する支援とスポーツに関する情報提供を継続して行う。	4	スポーツを行う環境を整え県民のスポーツ振興を推進するため、継続。			
<p>4 健康づくりの推進 小計 420,679</p>																							